

令和元年10月以降由布市保育料基準額表（1号認定）

（単位：円）

階層	定義	3歳以上
1	生活保護	0
2	市町村民税非課税	0
3	所得割 77,100円以下	0
4	” 77,100円超	0

<備考>

- ・基準額表の年齢は4月1日時点での年齢となります。
- ・平成31年4月～8月分の利用者負担額は平成30年度市町村民税額をもとに、令和元年9月～令和2年3月分の利用者負担額は令和元年度市町村民税をもとに算定します。
- ・算定に用いる市町村民税額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の適用はありません。
- ・所得割額の算定にあたっては、基本的には、保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行いますが、それ以外に家計の主宰者がいると判断される場合には、その方の課税額も含め判定をします。

副食費の免除

由布市利用者負担額基準額表（1号認定）の下記のどちらかに該当する方は施設徴収の副食費が免除となります。

- ・第1～3階層に該当
- ・第4階層に該当し、小学3年生以下の年齢の高い児童から数えて、第3子以降